

## 第 2 回定例会議事日程（第 4 号）

- 第 1 議案第 3 3 号 一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について
- 第 2 議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 3 0 号 いちき串木野市情報公開条例及びいちき串木野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 3 1 号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 2 号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 予算議案第 2 号 平成 2 9 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 公下水特予算議案第 2 号 平成 2 9 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	神 菌 正 樹 君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍 神 卓 也 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財 政 課 長	田 中 和 幸 君
副 市	長	中屋謙治君	市 来 支 所 長	中 村 安 弘 君
教 育	長	有村孝君	教 委 総 務 課 長	木 下 琢 治 君
総 務 課	長	中尾重美君	消 防 長	前 屋 満 治 君
政 策 課	長	満 菌 健 士 郎 君	土 木 課 長	内 田 修 一 君

△開 議

**○議長（中里純人君）** これから本日の会議を開きます。

△日程第1

議案第33号上程

**○議長（中里純人君）** 日程第1、議案第33号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、西別府治議員の退席を求めます。

[9番西別府 治君退席]

**○議長（中里純人君）** では、議案第33号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について、質疑はありませんか。

**○15番（原口政敏君）** 27年12月も5,000万円の追加工事が出たですね。10カ所のボーリング調査をしておられますが、当時、副市長が、ボーリング調査はして、土地の軟弱、強い、弱いのは言っておられるわけですが、水のことは一切触れておられない。今回、24年だったですか、この設計とか、施工は別だと思いませんか。原因はこの設計にあると私は思うんですよ。

予定価格は5,858万8,000円ですね。これに基づいて、一番の入札者が2,580万円で、予定価格の半分以下なんです。この5,800万円というのは積算根拠に基づいての価格であって、この半分以下というのはちょっとどうかなと思うんです。6社の業者がおられまして、2,500万円は省きますが、2番目が2,700万円、3番目が3,300万円、4番目が4,900万円、5番目が5,000万円、6番目が7,000万円です。したがって、5,000万円のここが妥当な数字じゃなかったのかなと私は思うんですよ。

そこで、お伺いをいたしますが、この6社のうちで、水のボーリング調査をしたところがあったのか、なかったのか。この工事については、しっかりした工事をしてもらわないと困るんです。それはわか

るんですけども、たびたびこういうことが出ますと、この設計に私は大きな問題があると思うんですよ。

二度は聞きませんから、水質の検査をされたのかどうか。一番大事な問題ですよね。ボーリングをされたんですけども、市で10カ所された中には、水のこと是一切うたっていない。副市長が答弁されたですね、私が27年12月に質問して。土地の軟弱については答弁されておりますが、水のことについては一切触れておられない。市もこの10カ所のボーリング調査で、水のことでもされたのかどうかですね。だけど、やっぱり一番大事なのは、この設計した業者が入札したわけですので、まず、この6カ所のうちのいずれかに水の調査をした会社があったのかどうか、そこだけ質問いたします。

**○副市長（中屋謙治君）** お答えいたします。ボーリングの関係でございますが、ボーリング調査につきましては、予備設計の段階では施工面積、それから施設の配置ということをお案して、予備設計の段階では、当初7本ということにしておりました。その後、実施設計の段階で現地を調査いたしましたところ、湧水箇所あるいは崩落した土砂、こういったものを勘案して3カ所追加して、10カ所のボーリングを実施したということでございます。

先ほど、最低制限価格のお話もされましたけれども、御案内のとおり、本市、建設工事につきましては最低制限価格設けておりますけれども、委託業務については最低制限価格を設けておりません。今回の最終処分場予定価格に対しまして、ありましたように、44%余りということで落札をされているところでございます。

さきの一般質問でのやりとりもございましたが、県内19市のうち6市が委託業務についても最低制限価格を設けているということで答弁をしたところでございます。今後、良質な品質の保証、仕事の成果の保証という観点から、委託業務についても最低制限価格を設定することを検討すべきではなからうかということで答弁したところでございます。

そういうことで、今回、この委託業務につきましてはこのような流れの中で作業が進んでいき、そし

て、この設計をもとに今回工事が発注されたと。

提案理由にもありますけれども、今回の変更理由といたしましては、当初設計いたしました土質の改良。この土量を実際掘削をする中で増えたことを要因として、今回、変更契約をお願いしているということでございます。御理解いただきたいと思っております。

終わります。

**○15番（原口政敏君）** 1回で聞かない考えでやりましたけれども、最初、水が出たというようなことを、私の聞き間違いかな、そういうことを聞いたもんですから、そうであったら、6社の業者の中でボーリング調査で水質検査をされたところがあったのか、なかったのかということを知っているんですよ、副市長。意味わかりますか。

25年4月に入札をされましたよね。6社されておりますね。先ほど言いましたように、2,580万円が落札者ですよ。この一番高いところが7,000万円、5番が5,000万円ですね。この中のボーリングにおいて水質検査をした業者があったのか、なかったのかと私は知っているんですよ。最低金額は聞いていませんよ。そこのところだけ。もう3回目は質問しませんから。

**○副市長（中屋謙治君）** 今回のこの設計であります、この設計と同時に、別発注で地質調査の業務委託を発注いたしております。先ほどおっしゃいました2,500万円で受注した会社とは別の業務委託ということで、最終処分場地質調査業務委託ということのを発注して、これについては別の業者が受注しております。その結果を踏まえて、先ほど申し上げたような流れを経る中で、実施設計10本のボーリングが実施されたということになってこようかと思っております。

**○土木課長（内田修一君）** ただいまの質問でありますけれども、水質試験に伴う試験は、今回、実施しておりません。今回のボーリングにつきましては、最終処分場の設計のための10本を110メートル行っております。土木構造物の設計のための資料ということでボーリング調査を実施しております。

最終処分場の設計業務につきましては、6社設計に参加しております。この中で水質に伴う調査はし

ておりません。

先ほど言いましたボーリング調査につきましては、水質でなく、地下水の水位の高さ等の調査は地質調査の中でしております。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○16番（宇都耕平君）** ここに図面がありますよね。それで、ここに水が出たと粘土質で非常にまいていっているということの説明だと思うんですけども、これ、いつされたものか、日付がわかりますか。それを一つ、内容的なことを教えていただきたいということです。それをまず。

普通こういうのであれば、いつしたと。今、デジタルカメラは全部日付も写るんですよ。であれば、そこまでちゃんと添付すべきじゃなかったかと思うんですけども。悪く言えば、雨が降ったときに写真を撮ると私は疑いたくなるわけです。というのが、6,300万円もある、今度また追加分ということであれば、何事だろうかと一般の人たちも感じると思うもんですから、皆さんにも説明をする以上は、ちゃんと日付を説明していただきたい。いつであったか。

**○土木課長（内田修一君）** 済みません、時間をとりました。

平成29年3月ごろの写真ということで、粘性度の高い土の写真を撮っております。

以上です。

**○16番（宇都耕平君）** 今、国にしてもいろんな問題が、資料をもとにそれぞれの議員の方々が追求されておるわけですよ。であれば、都合が悪ければ黒塗りになるんですか。そうじゃなくして、ちゃんとデジタルカメラで撮ったはずですよ。であれば、日付がぴしゃっと出るのが当たり前じゃないかということで私は質問をしているところでございますが。丁寧な説明をしていただければ、我々も納得して、形としては、最終処分場、これは環境的なものですので、市民の生活上必要なものであれば、納得して了とすることになるんですけども、ぜひ、今ではなくてもいいですので、最終議会までに日付をちゃんと出していただきたい。

以上です。

**○土木課長（内田修一君）** 先ほど申しあげました平成29年3月ということでありましたので、日付をもう1回確認いたしまして、報告いたします。よろしく申し上げます。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○7番（大六野一美君）** 平成27年12月に五千数十万円が出たときも質疑をいたしましたが、基本、1,270万円の調査費をつけて設計がされていますね。若干重複する部分があるかと思えますけど。

本来、委託設計をする会社と施工とを同じにすれば、こういう問題はまず出てこないんじゃないかという思いをしていることと、民間ではまずあり得ない。同じ事業の中で同じことが2回も出てくる。どこに大きな要因があるのかなと思えますと、やっぱり行政としても、あるいは受けた業者としての厳しさもないのかなという思いをするんですね。そういうことについての当局の見解はどうなのでしょう。

やっぱり市民に説明するとき、いや、こういう制度だからこうなったのよと。この工事について1億一千数十万円追加でなったという説明はなかなか市民に受け入れられませんので、そこはやっぱり我々が市民に説明するもとをお出ししていただきたい。

**○副市長（中屋謙治君）** 前回、5,000万円余りの追加を変更契約をお願いしております。平成27年12月議会でもございました。この時点では、詳細な地質調査の結果、法面からの湧水、それから軟弱地盤ということで、場所が最終処分場の下のほうといいましょうか、洪水調整池、この部分の位置の変更、そして地盤改良、防災仮設工ということで5,000万円余りの変更契約をお願いしたところでございます。

今回は、場所としましては、広域農道に近いあちらのほうの掘削に伴って、進入道路を盛土として造成するに当たっての変更契約ということでございます。

事前に詳細な調査をして設計を行っておけば、こういう変更契約は出ないのではないかという趣旨であらうかと思うんですが、ボーリング調査につきましては、通常、工事の施工面積、それから構造物の種類、こういったものに応じまして、一定の基準の

もとに必要な最小限の調査地点あるいは本数ということで実施をしております。

今回の最終処分場につきましては、先ほども申し上げましたが、現地調査を踏まえまして、10本のボーリングということで実施したところでございます。お手元のほうに資料もお届けしているかと思いますが、この最終処分場の地点は、狭い範囲で複雑ないろんな地層が変化をしているということであるようでございます。

一般的に地下のことにつきましては、ボーリング調査結果をもとに策定いたします地質推定図というものをつくります。この地質推定図から必要な数量を定めまして作業するわけですが、実際、掘削によって計画内容と異なる状況、今回がそうなんです、掘削によって計画内容と異なる状況が発生した場合、現場を確認して、実態に応じた工法あるいは数量の変更ということで対応していくということになります。

公共事業におきましては、今、申し上げたような現場での技術的な判断によって作業を進めていくのが経済的、合理的だということで、土木構造物の基準はそうになっております。国から示されました契約約款にもそのことがうたわれております。

今回の変更契約、掘削によって判明いたしました土質改良の数量、この変更をする必要が生じたので、国から示されました契約約款の規定に基づいて、今回、変更をお願いするものでございます。御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○7番（大六野一美君）** 土の量が増えたからという6,300万円、その分だけではないんでしょうけど、土の量というのは測量すればすぐ出てくるわけでしょう。それでもって、その部分の土が増えたから、それを中心に6,300万円増えるということは、ちょっとやっぱり我々一般人としては理解しにくい説明ですよね。

それと、もう一つは、もし契約をしてそういう不具合が出てきたときには、JVを解体して、再度入札する方法もあってもいいものではないかという思いもするんですね。それは工期はもちろんおくれる

でしょう。だから、そういう厳しさもないと。こうだからああでした、だからこうですという当局の今までの説明では、我々が市民に説明するときに説明ができないんですよ。

だから、その説明する方法を教えてくださいとさっき問うたんですが、今、副市長の説明では、長々ともっともらしく国、県の流れのルールにのっとった。そのルールがあるということは知ってるんですよ、当然のことながら。だけど、同じ事業で五千数十万円、6,300万円、1億一千数十万円が出てくる。この流れでいくと、最終の建設までにさらにまた出てくるのではなかろうかという懸念を持つから、やっぱり平成27年の12月議会も今回もこういう質疑をしているんですが、そこらの見通しも含めて、副市長の、これで終わりですよということであれば、また考え方はいろいろなんでしょうが、その流れからすると、また出てくる可能性があるというふうに私は考えますが、何か足りませんでしたということでの理由づけでしょうが、まず、副市長の見通しはどげんですか。

**○副市長（中屋謙治君）** 今回の変更契約、先ほど土量と言いましたが、現場で一部では掘削をいたします。そして、その掘削した土を足りない部分の盛土ということで使うわけですが、10本のボーリングでもって、一部そのままでは使えないだろうという、すなわちセメントをまぜ込んで改良するという分。発生土のうち数量として1万7,200立米がセメント改良が必要であろうということで当初設計で見込んでおりました。ところが、実際全体の掘削をする中で、場内で発生する掘削土、これを流用して盛土として使うわけですが、そのままでは使えない、セメントをまぜる改良土というのが、1万7,200立米ではなくて、1万3,800立米増えて、トータルの3万1,000立米。当初1万7,200立米を計画しておりましたが、掘削して現場を確認したところ、3万1,000立米になりそうだということで、今回1万3,800立米増えるわけですが、セメントをまぜ込んで改良土として増える部分の必要経費というのが、今回6,000万円余りの追加をお願いする主な要因でございます。

それと先ほど、今回の変更契約で、今後さらに事

業費が増えるのではなかろうかという御心配ございましたが、現時点では、予算総額28億2,000万円の予算の枠内で工事が完了するという見込みでございます。28億2,000万円の当初予算をお願いしました枠内で工事が完了すると見込んでおります。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

**○土木課長（内田修一君）** 先ほどありました宇都議員の写真撮影の日付のことですけれども、申しわけございません、訂正をさせていただきます。

先ほど29年3月ごろと言いましたけれども、確認をしたところ、写真の撮影日は29年4月18日ということです。その写真につきましては、配付資料2ページの右下の写真を29年4月18日に撮影しております。申しわけございませんでした。

**○議長（中里純人君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

なお、ただいま議題となっている議案第33号の委員会への付託については一時保留いたしますので、御了承願います。

〔9番西別府 治君入場・着席〕

△日程第2～日程第8

議案第28号～公下水特予算議案  
第2号一括上程

**○議長（中里純人君）** 次に、日程第2、議案第28号から日程第8、公下水特予算議案第2号までを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。

まず、議案第28号専決処分の承認を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めることについて、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき串木野市情報公開条例及びいちき串木野市個人情報保護条例の一部を改正す

る条例の制定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号平成29年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第2号平成29年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中里純人君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

先ほど、議案第33号の委員会への付託について保留しておりましたが、ただいま議題となっている議案とあわせまして、お手元に配付いたしました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（中里純人君）** 本日はこれで散会します。

散会 午前10時27分